

蕪崎市（監委）告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果を同条第9項の規定により、下記のとおり公表する。

令和8年4月30日

蕪崎市監査委員 中嶋 尚夫

蕪崎市監査委員 清水 康雄

1 監査実施年月日

令和8年4月27日

2 監査対象

公の施設の管理に関して受託した事務

(1) 株式会社サニカ（市民駐車場）

(2) 甲府ビルサービス株式会社（市定住促進住宅）

3 監査対象期間

令和7年度

4 監査の結果

指定管理者としての業務は、いずれも適正かつ効率的に執行されていると認められた。

5 指摘事項

なし